

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの
全ての子どもたちの利用料が無償化されます。

幼稚園については、月額上限25,700円です。

無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。

(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化されます。

通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収360万円未満相当の世帯及び全所得階層の第3子以降の子どもたち
については副食(おかず・おやつ等)の費用が免除されます。

(多子のカウント方法はこれまでと変わりません。)

**保育所や保育所部に通う、2号認定子どもの副食費については、これまで保育料に含ま
れていましたが、無償化後は実費徴収となります。**

(3号認定子どもの給食費(主食及び副食費)は、これまでどおり保育料に含まれます。)

子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、無償化となるための
認定や、市町村によって償還払いの手続きが必要な場合がありますので、お住まいの
市町村にご確認ください。

**0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯
を対象として利用料が無償化されます。**

さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保
育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子
は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

【対象となる施設・事業】

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導
型保育事業**(標準的な利用料)も同様に**無償化の対象**とされます。

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を経由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

幼稚園の利用に加え、**利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

【対象者・利用料】

無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「**保育の必要性の認定**」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、お住まいの市町村にご確認ください。

3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償化されます。

【対象となる施設・事業】

認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします。

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

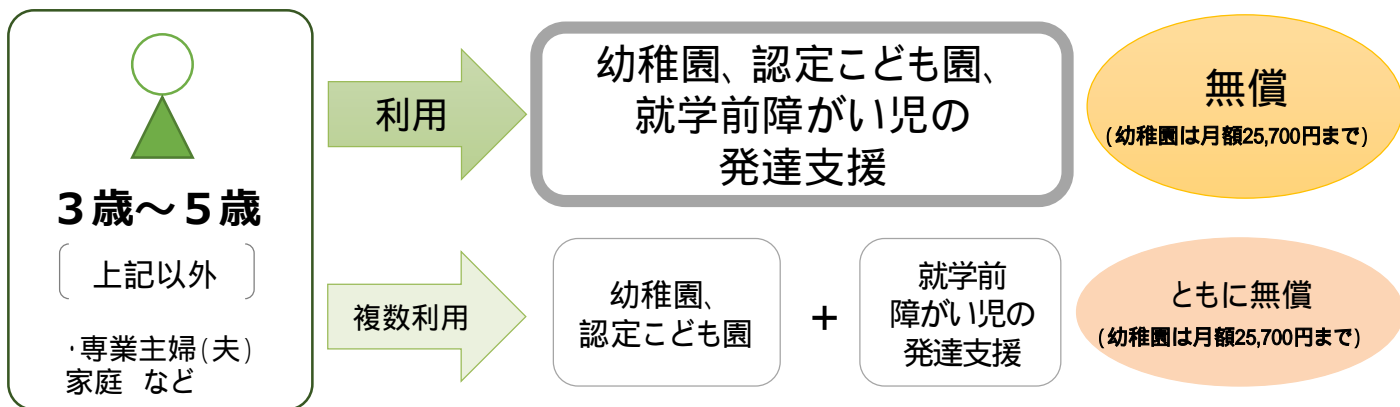
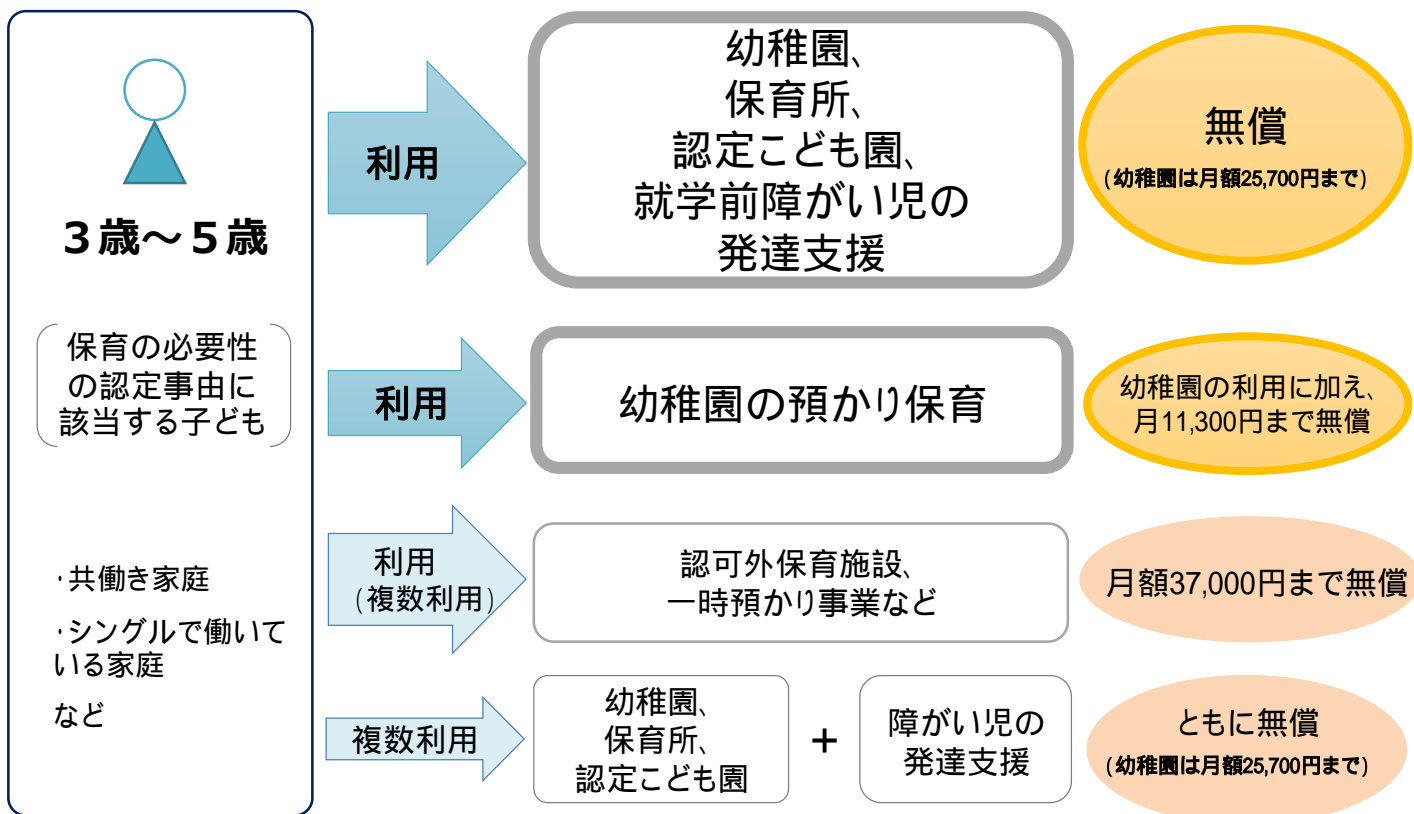
就学前の障がい児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。

今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求められております。

問い合わせ先:石狩市 保健福祉部 子ども家庭課

教育・保育担当(TEL:0133-72-3197)

幼児教育・保育の無償化の主な例



住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象です(認可外保育施設の場合、月額42,000円まで無償)。

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」を受けることが必要です。

(注2) 認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。

(注3) 例に記載はありませんが、地域型保育も対象です。また、企業主導型保育事業(標準的な利用料: 4歳以上児23,100円、3歳児26,600円、1～2歳児37,000円、0歳児37,100円)も対象です。

特定教育・保育施設（新制度園）の利用者負担額の無償化の範囲

教育標準時間認定の子ども
(1号認定)

保育認定の子ども
(2号認定：満3歳以上) (3号認定：満3歳未満)

階層区分	利用者負担	階層区分	利用者負担		利用者負担	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
生活保護世帯	0円	生活保護世帯	0円	0円	2019.10~ 0円	0円
市町村民税 非課税世帯 (所得割非課税世帯含 む) (~約270万円)	3,000円 (0円)	市町村民税 非課税世帯 (~約260万円)	6,000円 (0円)	6,000円 (0円)	9,000円 (0円)	9,000円 (0円)
市町村民税 所得割課税額 77,100円以下 (~約360万円)	10,100円 (3,000円) 2019.10~ 0円	所得割課税額 48,600円未満 (~約330万円)	16,500円 (6,000円)	16,300円 (6,000円)	19,500円 (9,000円)	19,300円 (9,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,200円以下 (~約680万円)	20,500円	所得割課税額 57,700円未満 (77,101円未満) (~約360万円)	27,000円 (6,000円)	26,600円 (6,000円)	30,000円 (9,000円)	29,600円 (9,000円)
市町村民税 所得割課税額 211,201円以上 (約680万円~)	25,700円	97,000円未満 (~約470万円)	27,000円	26,600円	30,000円	29,600円
		所得割課税額 169,000円未満 (~約640万円)	41,500円	40,900円	44,500円	43,900円
		所得割課税額 301,000円未満 (~約930万円)	58,000円	57,100円	61,000円	60,100円
		所得割課税額 397,000円未満 (~1,130万円)	77,000円	75,800円	80,000円	78,800円
		所得割課税額 397,000円以上 (1,130万円~)	101,000円	99,400円	104,000円	102,400円

多子カウント年齢制限なし

多子カウント年齢制限なし

有り(小学校3年生以下)

有り(小学校就学前)

1 ()書きは、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯)の額。
 2 満3歳に到達した日の属する年度中の2号認定の利用者負担額は、3号認定の額を適用する。
 3 1号認定は小学3年以下の範囲、2・3号認定は小学校就学前の範囲において、特定教育・保育施設等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降(市町村民税非課税世帯及び年収約360万円未満相当のひとり親世帯等については2人目以降)については0円とする。ただし、年収約360万円未満相当の世帯においては多子のカウントにおける年齢制限を撤廃する。
 4 給付単価を限度とする。
 5 1号認定においては、平成26年度の保育料等の額が市町村が定める利用者負担額よりも低い私立幼稚園・認定こども園については、現在の水準を基に各施設で定める額とすることも認める(経過措置)。

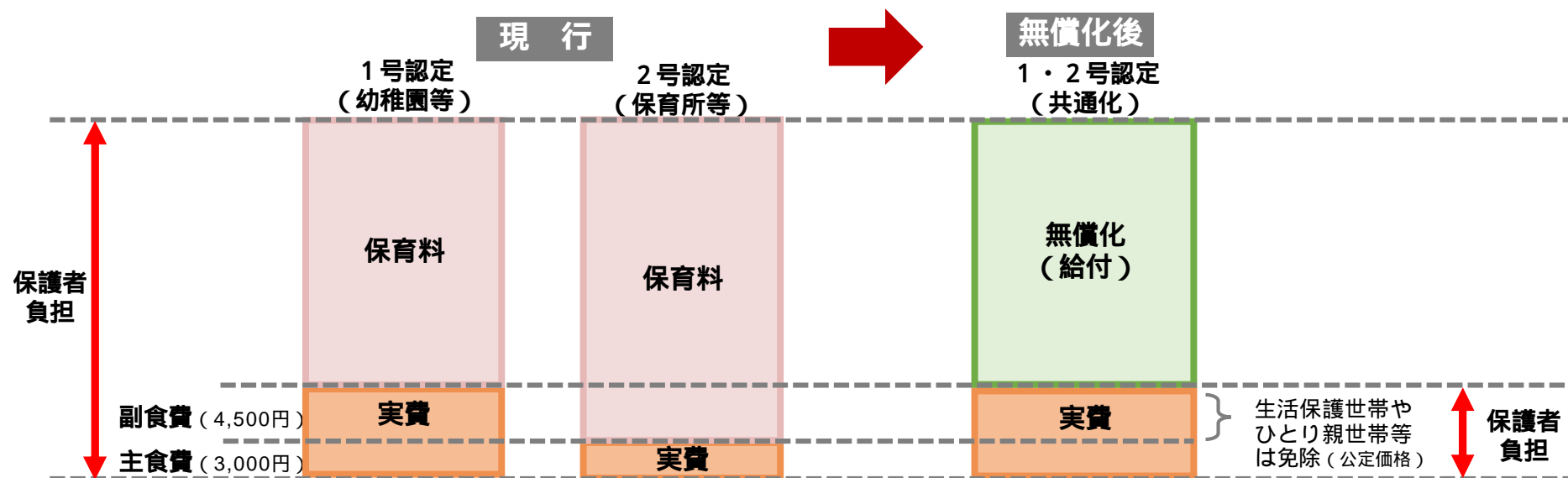
幼児教育無償化に伴う食材料費の見直し

給食食材料費については、これまで、1号子どもについては食材料費全体が実費徴収の対象（公定価格外）、2号認定子どもについては主食費のみが実費徴収の対象（副食費は保育料として公定価格内）とされていたところ、保育料を無償化することとした際に、1号と2号で無償化の対象範囲の差異が生じることとなるおそれ。

そのため、2号認定子どもの副食費については公定価格から外に出し実費徴収額として整理し直すことで、1号認定子ども・2号認定子ども共通の仕組みとして、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする。

- 副食費の実費徴収化によって負担が増加する世帯が生じないように、保育料が元々ゼロ円であった生活保護世帯やひとり親世帯等はもちろん、さらに対象を拡充（年収360万未満世帯）した上で副食費の免除を行うための加算を10月から創設する。（1～2号共通）

3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。（食材料費全体が保育料として公定価格内）



副食費の免除対象者の考え方


【徴収免除対象者について】


10月以降の1号・2号認定子どもの徴収免除対象者は、次のとおり。


- 年収360万円未満相当世帯の子ども
- 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

・ 1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降


 これまでも保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲


 これまでも保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

・ 2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

 これまでも保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲

 今回、新たに副食費を免除する範囲

【第3子以降の子どもの算定基準】

多子の算定基準については、基本的にこれまでの保育料の多子減免と同じ取扱いとする。

	第1号認定子ども	第2号・第3号認定子ども
年収360万円未満相当	年齢にかかわらず被監護者の数（別居・別生計含む）	
年収360万円相当以上	小学校第3学年修了前（同一世帯内のみ）	小学校就学前（同一世帯内のみ）